

1 体育館使用料

※信濃町社会体育施設設置に関する条例より

区分		1時間当たりの使用料	
アリーナ	全面を使用する場合	使用者が入場料を徴収しない場	町内の者又は町内に事業所を置く者が営利又は営業を目的に使用する場合 2,200円
		使用者が入場料を徴収する場合	町外の者又は町外に事業所を置く者が使用する場合 3,300円
			町内の者又は町内に事業所を置く者が営利又は営業を目的に使用する場合 4,400円
		町外の者又は町外に事業所を置く者が使用する場合 6,600円	
	半面を使用する場合	全面を使用する場合の項に掲げる区分に従い、当該使用料の2分の1とする。	
格技室	A面(畳)	町内の者又は町内に事業所を置く者が営利又は営業を目的に使用する場合 730円	
		町外の者又は町外に事業所を置く者が使用する場合 2,200円	
	B面(床)	町内の者又は町内に事業所を置く者が営利又は営業を目的に使用する場合 360円	
		町外の者又は町外に事業所を置く者が使用する場合 1,100円	

(備考)

- 1 使用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。
- 2 野尻湖体育館、古海体育館、柏原体育館、富士里体育館、古間体育館の使用料は、アリーナの半面を使用する場合の額を準用する。

2 グラウンド使用料

区分	1時間当たりの使用料
町内の者又は町内に事業所を置く者が営利又は営業を目的に使用する場合	550円
町外の者又は町外に事業所を置く者が使用する場合	1,650円

(備考) 使用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。

3 古間テニスコート使用料

区分	1時間当たりの使用料
1面	1,100円

(備考)

- 1 使用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。
- 2 営利又は営業を目的とした使用は、土曜日、日曜日及び祝日を除いた平日に限る。ただし、予約による使用はできないものとする。

4 電灯使用料

区分			1時間当たりの使用料	
			100%点灯	50%点灯
アリーナ	全面使用	町内の者又は町内に事業所を置く者	660円	330円
		町外の者又は町外に事業所を置く者	1,320円	660円
	片面使用	町内の者又は町内に事業所を置く者	330円	160円
		町外の者又は町外に事業所を置く者	660円	330円
格技室	A面 (畳)	町内の者又は町内に事業所を置く者	110円	—
		町外の者又は町外に事業所を置く者	220円	—
	B面 (床)	町内の者又は町内に事業所を置く者	110円	—
		町外の者又は町外に事業所を置く者	220円	—
古間グラウンド			1,650円	1,100円
古間テニスコート			550円	—

(備考)

- 1 使用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。
- 2 野尻湖体育館、古海体育館、柏原体育館、富士里体育館、古間体育館の電灯使用料は、アリーナ全面使用の項に掲げる区分に従い、50%点灯の欄の額とする。

【各体育館で使用できる運動種目】

※バスケットボールコートラインについては、総合体育館・古海体育館のみ新ルール用のラインです。

各体育館施設	バスケット	ミニバスケット	バレーボール	ソフトバレー	バドミントン	フットサル
総合体育館	○ (2面) 新ライン	×	○ (3面) 紐ネット3セット	○ (8面)	○ (8面)	○ (2面)
	卓球	その他				
	○ 卓球台 11 台有	<ul style="list-style-type: none"> ・マット 3 巻 ・音響設備あり ・得点板 3 台 				

各地区体育館	バスケット	ミニバスケット	バレーボール	ソフトバレー	バドミントン	フットサル
野尻湖	○ (1面)	×	×	×	×	×
古海	○ (1面)	×	×	×	○ (3面)	○ (1面)
柏原	○ (1面)	○ (2面)	○ (1面)	○ (3面)	○ (3面)	○ (1面)
富士里	○ (1面)	×	×	×	×	×
古間	×	○(1面) ラインなし	×	×	×	○ (1面)

(参考)

各体育館施設名	アリーナ面積 m ²	グラウンド面積 m ²
総合体育館	1 4 9 7	約 1 5, 0 0 0
野尻湖体育館	3 7 8	6, 5 5 1
古海体育館	5 5 8	4, 0 6 2
柏原体育館	5 6 0	1 1, 6 8 8
富士里体育館	5 0 3	5, 6 0 6
古間体育館	4 9 5	9, 0 5 3